

答 申 第 1 2 5 号

令和 3 年 3 月 25 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 2 年 7 月 2 日付け諮問第 23 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと  
について、別紙のとおり答申します。

記

動物愛護センターが受けた寄付の記録及び収支報告

## 第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は、結論において妥当である。

## 第 2 諮問経緯

### 1 公文書の公開請求

令和 2 年 3 月 31 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和 2 年 4 月 13 日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書の不存在を理由として公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和 2 年 5 月 13 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで兵庫県動物愛護センターが受けた寄付（物品、金等）の記録及び収支報告（ふるさと納税は含めない。）である。

### 5 諮問

令和 2 年 7 月 2 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

### 1 審査請求書

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書を公開するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

平成 27 年度動物愛護センター本所と 4 支所のうち、龍野、但馬、淡路の 3 支所は年間の餌代が 0 円、三木支所は 13,020 円だった。年間の餌は寄付で足りるため、初めから寄付をあてにし、足りなくなれば、ホームセンター等で購入している。動物愛護センターでありながら予算に餌代が組み込まれていないことも異常であるし、大量の寄付をもらい、記録や収支報告が一切されていない。

平成 28 年に、以降の収支報告を要望したが、「今後も記録はしない」との県の回答であった。記録しない理由は、次のとおりであった。

ア 寄付した方が公開を望んでいない。

イ 要らなくなったものを寄付してもらっているから。

しかし、アの理由、個人情報非公開になるので、その理由は通らないし、個人情報に当たらない企業などのように会社名が公開されるのを恐れているとしたら、公開されたくないような行政との不適切な関係性が疑われる。

イの寄付は要らなくなったものだからという理由で、記録しなくてよいなら、転売や横領などの犯罪行為が簡単に出来てしまうことになる。記録がなければ収容動物に適切な量の餌を与えているかも不明である。記録する価値がなく捨てるような状態のものなら、収容動物に与えてはならない状態の餌を与えている虐待の疑いもあることになり、いろいろな犯罪行為が疑われるので審査請求する。

## 2 意見書及び口頭意見陳述

(1) 実施機関は、第 4 の 1 (1) のとおり弁明し、少なくとも古タオル等の寄付があることを認めている。

そして、古タオル等のような一見して無価値と思われる物品であっても、取得決定を経て管理する対象とするか否かにかかわらず、公有財産の増加にあたるのであるから、適切に寄付の内容を記録しなければならない。行政の独断により記録の要否を決めることとなれば、記録されない寄付の名目で不公正な金品の授受の疑いが生じることとなり、ひいては行政不信につながるためである。

したがって、動物愛護センターが適正に運営されているのであれば、県民からペットシート、古タオル及び古毛布等の寄付を受けた際の出納簿等の記録が存在するはずである。仮に、本当に記録を作成していないのであれば、行政として適正な運営がなされていないので是正を求める。

(2) 実施機関は、ペットフード（飼料）についても「死亡したペットに使用して

いたものであるが、良ければ使って欲しい。」との県民からの申し出により寄付を受けていることを認めている。

添付（省略）の「動物愛護センター本所及び各支所の経費（平成27年度）」によれば、動物愛護センター本所各支所の収容動物餌代は、0円から一般家庭で数頭飼育している程度の金額で賄えている。

収容動物に適切に飼料を与えていることを前提とすれば、同センターで使用する飼料が「死亡したペットに使用していたもの」の残りの寄付のみで賄えるとは到底考えられない。収容動物に飼料を与えていないのではないかと心配になり、動物愛護センターに問い合わせたところ、「餌は当然与えている。定期的に大量に寄付をしてくれる方があり、取りに来てと連絡を受けて同センター職員が車で受け取りに行っている。」との説明があった。

この職員の説明が真実であれば、定期的かつ大量の飼料の寄付であるから、取得決定を経て適正に管理されるべきものであるし、出納簿等記録を残さなければならぬ。仮に、少量の寄付が多数あるとしても、全体として同センターで使用する飼料の大部分を賄える量の寄付なのであるから、寄付の内容を記録する必要があることは何ら変わらない。

したがって、動物愛護センターが適正に運営されているのであれば、寄付を受けた際の記録が存在するはずである。仮に、本当に記録を作成していないのであれば、行政として適正な運営がなされていないので是正を求める。

### (3) 結論

以上より、実施機関が寄付の記録及び収支報告を保有していないとは考えられないため、本件対象公文書の公開を求める。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

### 1 本件対象公文書について

#### (1) 寄付の記録及び収支報告について

動物愛護センターでは、犬や猫等を飼養管理している。そのため、県民からペットフード、ペットシート、古タオル及び古毛布等の寄付の申し出を受けることもある。これらの寄付は、「死亡したペットに使用していたものであるが、良ければ使って欲しい。」という主旨の申し出がほとんどである。このように寄付する者にとっては無価値となった消耗品がほとんどで、通常であれば寄付者が処分する物を有効活用を期待して寄付された物であり、動物愛護センターと

しても可能な範囲で活用するため受け取った物であることから、取得決定等して管理する対象とはしていない。そのため、寄付の記録及び収支報告は作成していない。

なお、今までに現金の寄付を受けたことは、一切ない。

#### (2) 本件対象公文書の不存在について

上記(1)のとおり、寄付の記録及び収支報告は作成していないことから、保有していない。

### 2 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、第3の1(2)のとおり主張しているが、言うまでもなく、動物愛護センター及び各支所では、収容動物を適正に飼養管理している。収容動物に与える餌は、動物の種類、年齢、体格等により異なり、寄付いただいた餌を含めた在庫数や収容頭数、収容動物等の状況から、必要に応じてホームセンター等で購入し、その費用は需用費から支出しており、平成27年度には、動物愛護センターで205,156円、三木支所では13,020円をペットフードの購入に充当している。

審査請求人の「餌代が予算に組み込まれていない」、「企業と行政との不適切な関係性が疑われる」、「虐待の疑いもある」等の主張は、理由がないものである。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当である。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、これを保有していないとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象公文書の保有の有無について

(1) 本件対象公文書の保有の有無について、実施機関は、第4の1のとおり、寄付を受けた物品は無価値となった消耗品がほとんどであり、取得決定等して管理する対象としていないこと及び現金の寄付を受けたことはないことから、作

成しておらず、保有していないと説明する。

この説明を踏まえ、さらに当審議会が実施機関の職員に確認したところ、寄付される物は、開封されたり、使用されたりしており、動物愛護センターが保管している動物に使えるものかどうか不明であり、寄付される方は、置いて帰られる方がほとんどであるため、その住所や名前を控えたり、数量や物品を記録していないと説明する。

- (2) 一方、審査請求人は、動物愛護センターが適正に運営されているのであれば、寄付を受けた際の記録、出納簿等の記録が存在するはずであり、仮に、本当に本件対象公文書を作成していないのであれば、行政として適正な運営がなされていないので是正を求める旨主張する。
- (3) 本件に関して物品管理事務の指導及び監督を所掌する出納局に確認したところ、概ね次のとおり回答があった。

(出納局の回答)

動物愛護センターが寄附を受けているペットフード、ペットシート等（以下「本件物品」という。）は、直ちに消費される性質のものであり、財務規則（昭和39年規則第31号）別表第6に定める物品の区分上、消耗品に該当すると考えられる。

寄附による物品の取得について、財務規則第139条では、物品管理者は、物品取得決定書により決定し、相手方から寄附申出書を徴さなければならない旨規定されているとともに、会計事務質疑応答（出納局作成）においても、物品の寄附受納手続についての質問に対し、「相手方から寄附申出書を受け、物品取得決定書によって取得を決定されたい」との回答を示している。

また、取得した物品の管理について、財務規則第192条第1項では「出納員は、消耗品出納簿を備えてその所掌に属する事務について必要な事項を記録しなければならない」と規定されているが、同条第3項では、「消耗品で受入れ後直ちに払出しするものにあつては、第1項の規定にかかわらず、記録することは要しない」と規定されている。

以上を踏まえると、本件物品が県民等からの寄附によるものであれば、相手方から寄附申出書を受け、物品取得決定書により取得を決定するのが原則である。なお、本件物品は、直ちに消費される性質の物品（消耗品）であるため、出納簿への記録までは要しない。

- (4) 上記の出納局の回答に照らせば、本件対象公文書を作成していないとする実施機関の上記(1)の説明は、財務規則上問題があると言わざるを得ない。しかしながら、上記(1)の説明において、実施機関が本件対象公文書を取得又は作成していることをうかがわせる事情が認められないことを否むこともできない。

したがって、実施機関において、本件対象公文書を保有しているとは認められず、実施機関が非公開とした決定は、結論において妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

本件については、本来、存在すべき公文書が、取得又は作成されなかったことにより、公文書の不存在による非公開決定とならざるを得なかったものと考えられる。

動物愛護センターにおいては、今後は、出納局の回答を踏まえ、寄附による物品の取得に関し、必要な公文書の取得又は作成について留意すべきである。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年7月2日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和2年8月7日	・ 審査請求人から同月6日付け意見書を受領
令和2年12月15日 第2部会(第84回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年1月26日 第2部会(第85回)	・ 審査請求人の意見陳述 ・ 審議
令和3年2月10日 第2部会(第86回)	・ 審議
令和3年3月19日 第2部会(第87回)	・ 審議
令和3年3月25日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男